



# 全国定巡協

一般社団法人全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会

## 定期巡回・随時対応

## サービス

## 単位数早見表

### 2024年4月版



# 単位数（連携型） 2024年4月～

サービスコード		介護度	支給限度額 (単位)	月額 包括報酬	日割り	通所 利用 減算	残単位数	訪問 看護	訪問 看護 (※准看)
種目	項目								
76	2111	要介護1	16,765	5,446	179	62	11,319	2,954	2,895
76	2121	要介護2	19,705	9,720	320	111	9,985	2,954	2,895
76	2131	要介護3	27,048	16,140	531	184	10,908	2,954	2,895
76	2141	要介護4	30,938	20,417	672	233	10,521	2,954	2,895
76	2151	要介護5	36,217	24,692	812	281	11,525	3,754	3,695

(※准看護師の訪問が1回でもある場合 ×98%)

## ① 通所利用時

利用日は定期巡回の報酬を減算する

## ② 短期入所利用時

入所日から退所前日まで定期巡回の報酬に算定できない

減算単位

残単位数が増える

ケアマネジャーの管理する  
単位数が増える

# 単位数（連携型） 2024年6月～

サービスコード		介護度	支給限度額 (単位)	月額 包括報酬	日割り	通所 利用 減算	残単位数	訪問 看護	訪問 看護 (※准看)
種目	項目								
76	2111	要介護1	16,765	5,446	179	62	11,319	2,961	2,902
76	2121	要介護2	19,705	9,720	320	111	9,985	2,961	2,902
76	2131	要介護3	27,048	16,140	531	184	10,908	2,961	2,902
76	2141	要介護4	30,938	20,417	672	233	10,521	2,961	2,902
76	2151	要介護5	36,217	24,692	812	281	11,525	3,761	3,702

(※准看護師の訪問が1回でもある場合 ×98%)

## ① 通所利用時

利用日は定期巡回の報酬を減算する

## ② 短期入所利用時

入所日から退所前日まで定期巡回の報酬に算定できない

減算単位

残単位数が増える

ケアマネジャーの管理する  
単位数が増える

# 単位数（一体型・訪看なし）

2024年4月～

サービスコード		介護度	支給限度額	月額 包括報酬	日割り	通所 利用 減算	残単位数
種目	項目						
76	1111	要介護 1	16,765	5,446	179	62	11,319
76	1121	要介護 2	19,705	9,720	320	111	9,985
76	1131	要介護 3	27,048	16,140	531	184	10,908
76	1141	要介護 4	30,938	20,417	672	233	10,521
76	1151	要介護 5	36,217	24,692	812	281	11,525

## ① 通所利用時

利用日は定期巡回の報酬を減算する

## ② 短期入所利用時

入所日から退所前日まで定期巡回の報酬に算定できない

減算単位

残単位数が増える

ケアマネジャーの管理する  
単位数が増える

# 単位数（一体型・訪看あり）

2024年4月～

サービスコード		介護度	支給限度額	月額 包括報酬	月額 包括報酬 (※准看)	日割り	通所 利用 減算	残単位数
種目	項目							
76	1211	要介護1	16,765	7,946	7,787	261	91	8,819
76	1221	要介護2	19,705	12,413	12,165	408	141	7,292
76	1231	要介護3	27,048	18,948	18,569	623	216	8,100
76	1241	要介護4	30,938	23,358	22,891	768	266	7,580
76	1251	要介護5	36,217	28,298	27,732	931	322	7,919

(※准看護師の訪問が1回でもある場合 ×98%)

## ① 通所利用時

利用日は定期巡回の報酬を減算する

## ② 短期入所利用時

入所日から退所前日まで定期巡回の報酬に算定できない

減算単位

残単位数が増える

ケアマネジャーの管理する  
単位数が増える

# サービス利用計画の書き方 月額包括報酬と日割りの違い

保険者番号	1 3 1 0 4 5	保険者名	東京都 新宿区	居宅介護事業者 事業社名担当者名	自己作成	作成年月日				
被保険者番号	0 0 0	フリガナ		保険者確認印	東京都新宿区長 印	届出年月日				
生年月日	昭和2年1月1日	性別	男	要介護状態区分 変更後要介護 状態変更区分	要介護1	区分支給限度 基準額	16,692 単位/月	限度額適用 期間	平成 年 月から	前月までの短期 入所利用日数
		平成 年 月まで	0 日							

提供時間帯	サービス内容	サービス事業者 事業所名	月間サービス計画及び実績の記録																															合計 回数
			日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
0:00 ~ 23:59	定期巡回随時 対応Ⅱ 1	〇〇事業所	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
			予定	1																														
0:00 ~ 23:59	定期巡回随時 対応Ⅱ 1日割	〇〇事業所	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
			予定	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

- ①0:00~23:59とすれば提供時間帯ごとに行を増やす必要はない（※保険者によってはNGの場合あり）
- ②包括報酬の場合、いずれか1日に1を立てる  
日割りの場合、短期入所等を除く利用日に1を立てる（上記は15~18日まで、3泊4日でショートステイ利用）

# サービス利用計画の書き方 通所・短期入所利用時

提供時間帯	サービス内容	サービス事業者 事業所名	日付 曜日	月間サービス計画及び実績の記録																															合計 回数		
				1 火	2 水	3 木	4 金	5 土	6 日	7 月	8 火	9 水	10 木	11 金	12 土	13 日	14 月	15 火	16 水	17 木	18 金	19 土	20 日	21 月	22 火	23 水	24 木	25 金	26 土	27 日	28 月	29 火	30 水	31 木			
	併立短期生活 I 1	ショートステイ■■■	予定																																	4	
	実績																																				4
9:30 ~ 16:30	地域通所介護41	通所介護○○	予定	1																																4	
	実績			1																																	4
	通所利用減算11	エイブレイス新宿	予定	1																																4	
	実績			1																																	4
10:00 ~ 16:00	通所リハ I 271	△△デイケアセンター	予定																																	3	
	実績																																				3
	通所利用減算11	エイブレイス新宿	予定																																		3
	実績																																				3
0:00 ~ 23:59	定期巡回随時対応 II 1日割	エイブレイス新宿	予定	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28	
	実績			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28	
0:00 ~ 23:59	定期巡回総合マネ ジメント強化加算	エイブレイス新宿	予定	1																																1	
	実績			1																																1	
0:00 ~ 23:59	定期巡回サービス 提供強化加算 I 1	エイブレイス新宿	予定	1																																1	
	実績			1																																	1

① **通所利用時** 利用日は定期巡回の報酬を減算する

→ 通所利用日に「通所利用減算」に1を立てる

② **短期入所利用時** 入所日から退所前日まで定期巡回の報酬に算定できない

→ 日割りで算定。

(上記の例) 短期入所を2泊3日で利用した場合、3日目の退所日は定期巡回でも算定可能

※連携先訪問看護事業所は、退所日の算定は不可

# 日割り請求になるケース

## 定期巡回・随時対応サービス事業所

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日	
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日	
	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)	退所日 退居日	
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付終了日の翌日	
	・公費適用の有効期間開始	開始日	
	・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日	
	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日	
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)	
	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)	入所日の前日 入居日の前日	
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付開始日の前日	
	・公費適用の有効期間終了	終了日	
	開始		
	終了		

定期巡回・随時対応サービス事業所は、短期入所の退所日から算定可能。

## 連携先訪問看護事業所

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
訪問看護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合)	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日	
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日	
	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)	退所日の翌日 退居日の翌日	
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付終了日の翌日	
	・公費適用の有効期間開始	開始日	
	・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日	
	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日	
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)	
	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)	入所日の前日 入居日の前日	
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付開始日の前日	
	・公費適用の有効期間終了	終了日	
	開始		
	終了		

連携先訪問看護事業所は、短期入所の退所日の翌日から算定可能。



# 入院時の取扱い

<参考> 21.3.29事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 4)

## ●報酬の取扱い

問15 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの利用者が1月を通じて入院し、自宅にいないような場合には、サービスを利用できるような状況にないため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の算定はできないが、入院している月は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は一切算定できないのか。それとも、入院中以外の期間について日割り計算により算定するのか。

利用者が1月を通じて入院し、自宅にいないような場合には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定することはできないが、1月を通じての入院でない場合は、算定することは可能である。

また、この場合、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の月額報酬は、日割り計算とはならず、月額報酬がそのまま算定可能である。

## ●初期加算

問16 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者が、一旦契約を解除して、再度、解除日の2週間後に当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を利用する場合、初期加算は再契約の日から30日間算定することは可能か。

病院等に入院のため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の契約を解除した場合で、入院の期間が30日以内のときは、再契約後に初期加算を算定することはできない（「指定地域密着型サービスに要する費用の額に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）別表1八の注）が、そうでない場合は、初期加算を算定することは可能である。

# 入所時の取扱い

<参考> 12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2〔I(1)①2〕

## ●短期入所サービスと訪問サービスの同日利用

介護老人保健施設及び介護療養型医療施設を退所（退院）した日及び短期入所療養介護のサービス終了日（退所日）において、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び通所リハビリテーション費は算定できないとされているが、これは退所日のみの取扱いで、入所当日の当該入所前に利用する訪問通所サービスは別に算定できるのか。

入所（入院）当日であっても当該入所（入院）前に利用する訪問通所サービスは別に算定できる。

ただし、施設サービスや短期入所サービスでも、機能訓練やリハビリを行えることから、入所（入院）前に通所介護又は通所リハビリテーションを機械的に組み込むといった計画は適正でない。

# 単位数（定期巡回・随時対応型訪問介護看護Ⅲ）2024年4月～

## 4.（2）② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し

### 概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の機能・役割や利用状況等を踏まえ、将来的なサービスの統合を見据えて、夜間対応型訪問介護との一体的実施を図る観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬に、夜間対応型訪問介護の利用者負担に配慮した新たな区分を設ける。【告示改正】

サービスコード		算定項目	単位数
種目	項目		
76	1311	基本夜間訪問サービス	989
76	1321	定期巡回サービス費	372
76	1331	随時対応サービス費（Ⅰ）	567
76	1341	随時対応サービス費（Ⅱ）	764

### 【定額】

- ・基本夜間訪問サービス費：989単位/月

### 【出来高】

- ・定期巡回サービス費：372単位/回
- ・随時訪問サービス費（Ⅰ）：567単位/回
- ・随時訪問サービス費（Ⅱ）：764単位/回  
（2人の訪問介護員等により訪問する場合）

注：要介護度によらない

# 定期巡回・随時対応型訪問介護看護Ⅲ①

〈参考〉24.3.19事務連絡 介護保険最新情報vol.1229 介護報酬等に係るQ&A vol.2

## ●随時訪問サービスについて① 日中の支援について

問140 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）を算定する場合、随時訪問サービスは日中を含めて対応する必要があるのか。

夜間のみに対応で差し支えない。

## ●随時訪問サービスについて② 一晩に複数回行った場合

問141 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）を算定する事業所について、随時訪問サービスを一晩に複数回行った場合、その回数分の随時訪問サービス費を算定することは可能か。また、指定訪問介護のように空けなくてはならない間隔（概ね2時間以上）はあるのか。

・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）を算定している事業所における随時訪問サービス費については、サービス提供の時間帯、1回当たりの時間の長短、具体的なサービス内容等にかかわらず、1回の訪問ごとに算定することになるため、随時訪問サービスを一晩に複数回行った場合でも、その回数分の随時訪問サービス費を算定することが可能である。

・ また、随時訪問サービスは利用者からの随時の連絡を受けて行うものであり、次回のサービス提供までに空けなければならない間隔の制限はない。

# 定期巡回・随時対応型訪問介護看護Ⅲ②

〈参考〉 24.3.19事務連絡 介護保険最新情報vol.1229 介護報酬等に係るQ&A vol.2

## ●訪問介護、訪問看護との併用

問142 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）と、訪問介護費、訪問看護費を併算定することは可能か。

可能である。

## ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）を算定する利用者のアセスメント

問143 定期巡回定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）を算定する利用者について、看護職員によるアセスメント及びモニタリングを定期的（概ね1月に1回程度）に実施する必要があるか。

必要である。ただし、サービスの提供形態に鑑みて、日々のサービス提供により把握された利用者の身体状況・生活実態や、アセスメント及びモニタリングを担当する看護職員の意見を踏まえ、適切な頻度で実施されている場合は、必ずしも1月に1回以上実施することを要しない。

I 地域密着型サービスコード  
1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスコード表

Table with columns: サービスコード, サービス内容名称, 算定項目, 合成単位数, 算定単位. Rows include services like 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス (76-1111 to 76-4110) and 訪問介護サービス (76-1311 to 76-4110).

Table with columns: サービスコード, サービス内容名称, 算定項目, 合成単位数, 算定単位. Rows include services like 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス (76-4111 to 76-7119) and 訪問介護サービス (76-7101 to 76-7119).

登録期間が1月に満たない場合又は短期入所サービスを利用する場合(日割計算用サービスコード)

Table with columns: サービスコード, サービス内容, 算定項目, 合成単位数, 算定単位数. Includes rows for various services like 定額型訪問看護 (76/1112-76/1254) and 定期巡回・随時対応型訪問看護 (76/2112-76/2224).

Ⅰ 地域密着型サービスコード  
1 定期巡回・随時対応型訪問看護サービスコード表

Table with columns: サービスコード, サービス内容, 算定項目, 合成単位数, 算定単位数. Includes rows for 定期巡回・随時対応型訪問看護 (76/1111-76/1233) and 定期巡回・随時対応型訪問看護(夜間) (76/2111-76/2233).

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
76 3000	定額返還緊急対応監視員増員	緊急対応監視員増員	326	1日につき
76 3100	定額返還緊急対応監視員増員II	緊急対応監視員増員II	315	1日につき
76 4000	定額返還特別監視員増員	特別監視員増員	500	1日につき
76 4001	定額返還特別監視員増員II	特別監視員増員II	250	1日につき
76 6100	定額返還サービスエリア増設	サービスエリア増設	2500	1日につき
76 4002	定額返還前開始加算	前開始加算(又は日単位計算する場合のみ算定)	30	1日につき
76 4003	定額返還遠隔検知警報増設加算	遠隔検知自動通知(又は遠隔検知手動通知)の増設	600	1日につき
76 4009	定額返還総合サービスメニュー増設加算I	総合サービスメニュー増設加算I(又は総合サービスメニュー増設加算II)	1200	1日につき
76 4010	定額返還総合サービスメニュー増設加算II	総合サービスメニュー増設加算II	800	1日につき
76 4012	定額返還生活圏圏向上連携加算I	生活圏圏向上連携加算I(又は生活圏圏向上連携加算II)	100	1日につき
76 4013	定額返還生活圏圏向上連携加算II	生活圏圏向上連携加算II	200	1日につき
76 6133	定額返還自動検知専用ゲート増設 1	自動検知専用ゲート増設	90	1日につき
76 6134	定額返還自動検知専用ゲート増設 1	自動検知専用ゲート増設	120	1日につき
76 6135	定額返還自動検知専用ゲート増設 2	自動検知専用ゲート増設	3	1日につき
76 6137	定額返還自動検知専用ゲート増設 2	自動検知専用ゲート増設	4	1日につき
76 6192	定額返還開口設置連携加算	開口設置連携加算(又は開口設置連携する場合のみ算定)	50	1日につき
76 6099	定額返還サービス提供体制加算I	サービス提供体制加算I	750	1日につき
76 6111	定額返還サービス提供体制加算II 1	サービス提供体制加算II	640	1日につき
76 6103	定額返還サービス提供体制加算II 1	サービス提供体制加算II	350	1日につき
76 6211	定額返還サービス提供体制加算II 2	サービス提供体制加算II	22	1日につき
76 6212	定額返還サービス提供体制加算II 2	サービス提供体制加算II	18	1日につき
76 6213	定額返還サービス提供体制加算II 2	サービス提供体制加算II	6	1日につき
76 6114	定額返還巡回検査加算I	巡回検査加算(又は巡回検査する場合のみ算定)	248/1000	1日につき
76 6112	定額返還巡回検査加算II	巡回検査加算	294/1000	1日につき
76 6104	定額返還巡回検査加算III	巡回検査加算	182/1000	1日につき
76 6380	定額返還巡回検査加算IV	巡回検査加算	145/1000	1日につき
76 6381	定額返還巡回検査加算V 1	巡回検査加算	221/1000	1日につき
76 6382	定額返還巡回検査加算V 2	巡回検査加算	206/1000	1日につき
76 6383	定額返還巡回検査加算V 3	巡回検査加算	200/1000	1日につき
76 6384	定額返還巡回検査加算V 4	巡回検査加算	187/1000	1日につき
76 6385	定額返還巡回検査加算V 5	巡回検査加算	184/1000	1日につき
76 6386	定額返還巡回検査加算V 6	巡回検査加算	163/1000	1日につき
76 6387	定額返還巡回検査加算V 7	巡回検査加算	158/1000	1日につき
76 6388	定額返還巡回検査加算V 8	巡回検査加算	158/1000	1日につき
76 6389	定額返還巡回検査加算V 9	巡回検査加算	142/1000	1日につき
76 6390	定額返還巡回検査加算V 10	巡回検査加算	139/1000	1日につき
76 6391	定額返還巡回検査加算V 11	巡回検査加算	121/1000	1日につき
76 6392	定額返還巡回検査加算V 12	巡回検査加算	118/1000	1日につき
76 6393	定額返還巡回検査加算V 13	巡回検査加算	100/1000	1日につき
76 6394	定額返還巡回検査加算V 14	巡回検査加算	79/1000	1日につき
76 7101	定額返還市町村独自加算 1	市町村独自加算	50	1日につき
76 7103	定額返還市町村独自加算 2	市町村独自加算	100	1日につき
76 7105	定額返還市町村独自加算 3	市町村独自加算	150	1日につき
76 7107	定額返還市町村独自加算 4	市町村独自加算	200	1日につき
76 7109	定額返還市町村独自加算 5	市町村独自加算	250	1日につき
76 7111	定額返還市町村独自加算 6	市町村独自加算	300	1日につき
76 7113	定額返還市町村独自加算 7	市町村独自加算	350	1日につき
76 7115	定額返還市町村独自加算 8	市町村独自加算	400	1日につき
76 7117	定額返還市町村独自加算 9	市町村独自加算	450	1日につき
76 7119	定額返還市町村独自加算 10	市町村独自加算	500	1日につき

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
13 3111	定額返還前開始	前開始加算	2,981	1日につき
13 3115	定額返還前開始II	前開始加算II	3,761	1日につき
13 3113	定額返還前開始I-兼1	前開始加算I-兼1	2,502	1日につき
13 3117	定額返還前開始I-兼1-兼2	前開始加算I-兼1-兼2	3,702	1日につき
13 C201	防犯監視員削減維持禁止未実施減算	防犯監視員削減維持禁止未実施減算	30	-1日につき
13 4111	防犯監視員削減維持禁止未実施減算I	防犯監視員削減維持禁止未実施減算I	10%	1日につき
13 4112	防犯監視員削減維持禁止未実施減算II	防犯監視員削減維持禁止未実施減算II	10%	1日につき
13 8000	特別地域防犯監視員増設加算 1	特別地域防犯監視員増設加算	15%	1日につき
13 8001	特別地域防犯監視員増設加算 2	特別地域防犯監視員増設加算	15%	1日につき
13 8100	防犯監視員削減維持禁止未実施減算I	防犯監視員削減維持禁止未実施減算I	10%	1日につき
13 8101	防犯監視員削減維持禁止未実施減算II	防犯監視員削減維持禁止未実施減算II	10%	1日につき
13 8110	防犯監視員削減維持禁止未実施減算III	防犯監視員削減維持禁止未実施減算III	5%	1日につき
13 8111	防犯監視員削減維持禁止未実施減算IV	防犯監視員削減維持禁止未実施減算IV	5%	1日につき
13 3001	緊急時防犯監視員増設加算 1	緊急時防犯監視員増設加算	600	1日につき
13 3002	緊急時防犯監視員増設加算 2	緊急時防犯監視員増設加算	305	1日につき
13 3100	緊急時防犯監視員増設加算 1	緊急時防犯監視員増設加算	574	1日につき
13 3000	緊急時防犯監視員増設加算 2	緊急時防犯監視員増設加算	315	1日につき
13 4000	防犯監視員削減維持禁止未実施減算	防犯監視員削減維持禁止未実施減算	500	1日につき
13 4001	防犯監視員削減維持禁止未実施減算I	防犯監視員削減維持禁止未実施減算I	250	1日につき
13 4025	防犯監視員削減維持禁止未実施減算II	防犯監視員削減維持禁止未実施減算II	250	1日につき
13 4026	防犯監視員削減維持禁止未実施減算III	防犯監視員削減維持禁止未実施減算III	250	1日につき
13 7000	防犯監視員削減維持禁止未実施減算IV	防犯監視員削減維持禁止未実施減算IV	2,500	1日につき
13 4021	防犯監視員削減維持禁止未実施減算V	防犯監視員削減維持禁止未実施減算V	150	1日につき
13 4100	防犯監視員削減維持禁止未実施減算VI	防犯監視員削減維持禁止未実施減算VI	97	-1日につき
13 4024	防犯監視員削減維持禁止未実施減算VII	防犯監視員削減維持禁止未実施減算VII	8	1日につき
13 4023	防犯監視員削減維持禁止未実施減算VIII	防犯監視員削減維持禁止未実施減算VIII	350	1日につき
13 4002	防犯監視員削減維持禁止未実施減算IX	防犯監視員削減維持禁止未実施減算IX	300	1日につき
13 4003	防犯監視員削減維持禁止未実施減算X	防犯監視員削減維持禁止未実施減算X	600	1日につき
13 4004	防犯監視員削減維持禁止未実施減算XI	防犯監視員削減維持禁止未実施減算XI	250	1日につき
13 4010	防犯監視員削減維持禁止未実施減算XII	防犯監視員削減維持禁止未実施減算XII	550	1日につき
13 4005	防犯監視員削減維持禁止未実施減算XIII	防犯監視員削減維持禁止未実施減算XIII	200	1日につき
13 6192	防犯監視員削減維持禁止未実施減算XIV	防犯監視員削減維持禁止未実施減算XIV	50	1日につき
13 6103	防犯監視員削減維持禁止未実施減算XV	防犯監視員削減維持禁止未実施減算XV	6	1日につき
13 6101	防犯監視員削減維持禁止未実施減算XVI	防犯監視員削減維持禁止未実施減算XVI	3	1日につき
13 6104	防犯監視員削減維持禁止未実施減算XVII	防犯監視員削減維持禁止未実施減算XVII	50	1日につき
13 6102	防犯監視員削減維持禁止未実施減算XVIII	防犯監視員削減維持禁止未実施減算XVIII	25	1日につき

登録期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
13 3112	定額返還前開始-日割	前開始加算	97	1日につき
13 3116	定額返還前開始II-日割	前開始加算II	124	1日につき
13 3114	定額返還前開始I-日割	前開始加算I	97	1日につき
13 3118	定額返還前開始I-兼1-日割	前開始加算I-兼1	122	1日につき
13 C202	防犯監視員削減維持禁止未実施減算-日割	防犯監視員削減維持禁止未実施減算	-1	1日につき
13 8002	特別地域防犯監視員増設加算I-日割	特別地域防犯監視員増設加算	15%	1日につき
13 8102	防犯監視員削減維持禁止未実施減算I-日割	防犯監視員削減維持禁止未実施減算I	10%	1日につき
13 8112	防犯監視員削減維持禁止未実施減算II-日割	防犯監視員削減維持禁止未実施減算II	5%	1日につき

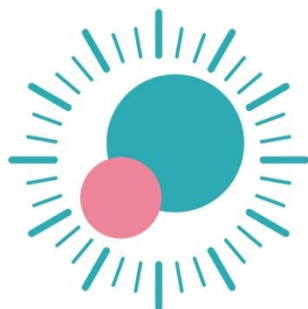


サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
13 3111	定期巡回訪問看護	八 定期巡回・随時対応型訪問看護 事業所の選定する場合			2,954
13 3113	定期巡回訪問看護Ⅰ		連携施設による訪問が1回でもある場合 × 98%		2,895
13 3115	定期巡回訪問看護Ⅱ	2,954 単位		紹介簿 60 の者の場合	3,754
13 3117	定期巡回訪問看護Ⅲ		連携施設による訪問が1回でもある場合 × 98%	+ 800 単位	3,954
13 4111	訪問看護同一種別加算 1	事業所が同一種別の 訪問看護サービスを提供 する場合	同一種別の業務の所定単位の10%減算		
13 4112	訪問看護同一種別加算 2	同一種別の業務の所定単位の10%減算 同一種別の業務の利用率が50%以上サービス提供する場合			
13 8000	特別地域訪問看護加算 1	特別地域訪問看護加算	イ及びロを算定する場合	所定単位の数の 15% 加算	1回につき
13 8001	特別地域訪問看護加算 2	特別地域訪問看護加算	ハを算定する場合	所定単位の数の 15% 加算	1回につき
13 8100	訪問看護小規模事業所加算 1	中山間地域等に居住する者 事業所加算	イ及びロを算定する場合	所定単位の数の 10% 加算	1回につき
13 8101	訪問看護小規模事業所加算 2	中山間地域等に居住する者 事業所加算	ハを算定する場合	所定単位の数の 10% 加算	1回につき
13 8110	訪問看護中山間地域等提供加算 1	中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	イ及びロを算定する場合	所定単位の数の 5% 加算	1回につき
13 8111	訪問看護中山間地域等提供加算 2	中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	ハを算定する場合	所定単位の数の 5% 加算	1回につき
13 3100	緊急時訪問看護加算 1	緊急時訪問看護加算	指定訪問看護ステーション	574 単位加算	574
13 3200	緊急時訪問看護加算 2	緊急時訪問看護加算	医療機関	315 単位加算	315
13 4000	訪問看護特別管理加算	特別管理加算	特別管理加算Ⅰ)	500 単位加算	500
13 4001	訪問看護特別管理加算Ⅱ	特別管理加算	特別管理加算Ⅱ)	250 単位加算	250
13 7000	訪問看護ケアマネジメント加算	ケアマネジメント加算	ケアマネジメント加算	2,000 単位加算	2,000
13 4100	訪問看護特別指定加算	指定施設が執行する訪問看護提供の文章の訪問看護提供時間別の日数に付する加算		97 単位加算	-97
13 4002	訪問看護特別加算	ニ 特別加算		300 単位加算	300
13 4003	訪問看護遠隔時共同指導加算	ホ 遠隔時共同指導加算		600 単位加算	600
13 4004	訪問看護介護連携強化加算	ハ 看護・介護連携強化加算		250 単位加算	250
13 4010	訪問看護体制強化加算Ⅰ	ロ 看護体制強化加算	(1)看護体制強化加算Ⅰ)	550 単位加算	550
13 4015	訪問看護体制強化加算Ⅱ	ロ 看護体制強化加算	(2)看護体制強化加算Ⅱ)	200 単位加算	200
13 6103	訪問看護サービス提供体制加算Ⅰ	サ サービス提供体制加算	(イ)サービス提供体制加算Ⅰ)	6 単位加算	6
13 6101	訪問看護サービス提供体制加算Ⅱ 1		(ロ)サービス提供体制強化加算Ⅱ)	3 単位加算	3
13 6104	訪問看護サービス提供体制加算Ⅱ 2		(ハ)サービス提供体制強化加算Ⅱ)	50 単位加算	50
13 6102	訪問看護サービス提供体制加算Ⅱ 2		(ニ)サービス提供体制強化加算Ⅱ)	25 単位加算	25

登録期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
13 3112	定期巡回訪問看護(日割)	八 定期巡回・随時対応型訪問看護 事業所の選定する場合			97
13 3114	定期巡回訪問看護Ⅰ(日割)		連携施設による訪問が1回でもある場合 × 98%		95
13 3116	定期巡回訪問看護Ⅱ(日割)	2,954 単位		紹介簿 60 の者の場合	123
13 3118	定期巡回訪問看護Ⅲ(日割)		連携施設による訪問が1回でもある場合 × 98%	+ 800 単位	122
13 8002	特別地域訪問看護加算Ⅱ(日割)	特別地域訪問看護加算	ハを算定する場合	所定単位の数の 15% 加算	
13 8102	訪問看護小規模事業所加算Ⅱ(日割)	中山間地域等に居住する者 小規模事業所加算	ハを算定する場合	所定単位の数の 10% 加算	
13 8112	訪問看護中山間地域等加算Ⅱ(日割)	中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	ハを算定する場合	所定単位の数の 5% 加算	

# お問い合わせ先



## 全国定巡協

一般社団法人全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会

TEL 03-6630-7488 (平日9:00~18:00)

FAX 03-3340-3099

MAIL [info@24h-care.com](mailto:info@24h-care.com)

# お気軽にお問い合わせください